

【幼児教育・保育の無償化について】

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する方へ

【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの子供たちの保育料（利用料）が無償化されます。**
 - 私的契約児（自由契約児）については、無償化の対象外となりますので別途手続き、条件等がございます。
 - 幼稚園については、月額上限2.57万円です。
 - 通園送迎費、給食費（主食・副食費）、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちは副食費（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。
(注1) 多子カウントにより小学校就学前のお子様3名以上いる世帯も免除になる場合があります。
(注2) 同じく町独自の減免により、第2子で保育料が減免されている児童に関しては副食費も無料とし、当面町が負担いたします。
- **0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯のみ保育料（利用料）が無償化されます。**
 - さらに、保育所等を利用する最年長（小学校就学前まで）の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償等の現行の減免制度は継続となります。
(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は18歳未満よりカウントします。

【対象となる施設・事業】

- **幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業も同様に無償化の対象とされます。**
(注1) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。
(注2) 発達支援施設に関しましては、別途無償化の対象となる条件がございます。

認可外保育施設等を利用する方へ

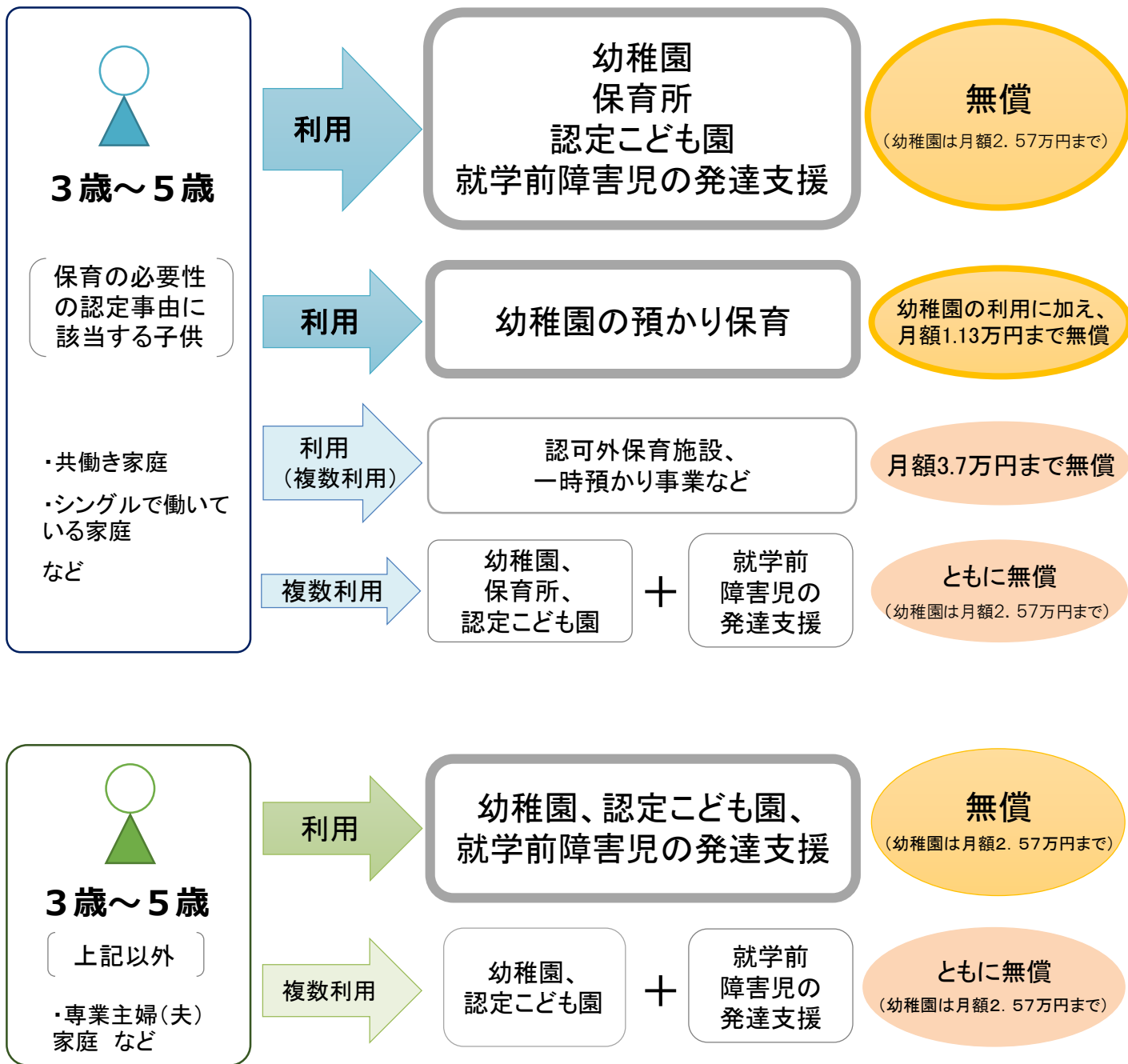
【対象者・利用料】

- **無償化の対象となるためには、美浜町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。**
(注1) 原則、保育所・認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。
 - **3歳から5歳までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。**
- ### 【対象となる施設・事業】
- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。**

詳しくは下記へお問い合わせください。

厚生部 健康・子育て課 子育て支援係 TEL: 0569-82-1111 (内線222・262)

幼児教育・保育の無償化のパターン表



※私的契約児(自由契約児)を除く

※ 住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる(認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償)。

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、美浜町から「保育の必要性の認定(新2・3号認定)」を受けることが必要。

(注2) 認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

(注3) 例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。